平成２４年（フ）第９６号
大分県中津市大字下池永120番地11　ストリーム福沢102号
債務者　石橋　理絵
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第３６７号
宮崎市大島町四反田632番地　市営住宅238棟23号
債務者　中武　一男
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７４号
石川県加賀市山代温泉北部２丁目70番地
債務者　小谷　裕二
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第２３８号
神戸市西区桜が丘東町４丁目３番地の３
債務者　武本　清史
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２６５号
神戸市西区大津和１丁目３番地の５　104号、前住所兼営業所神戸市西区南別府１丁目21番地の５　205号
債務者　泉商店こと　泉　　順一
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２６８号
神戸市西区上新地２丁目18番地の21　ＬＩＦＥ梅田205号
債務者　森定　達也
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２７５号
神戸市西区曙町1070兵庫県立リハビリテーション中央病院、住民票上の住所兵庫県明石市大久保町大窪1781番地の２　藤田荘
債務者　山本　光司
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１７２号
青森県弘前市大字高田１丁目１番地６　コーポオサナイ３号
債務者　富越　　靖
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第５９０１号
大阪市住吉区苅田１丁目14番２―806号　スターハイツ長居
債務者　間嶋謙次郎
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０１３号
大阪府守口市八雲北町３丁目10番19―1203号
債務者　宇田進太郎
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０７１号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　堂地　　茂
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６２２号
大阪市住吉区苅田７丁目４番10―417号
債務者　小縣眞紀子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６３９号
大阪市旭区今市２丁目18番33号　レオパレス今市101号室
債務者　竹内　　聡
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６８４号
大阪市住之江区西住之江１丁目３番１―410号
債務者　宍戸喜美子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７１８号
大阪市東淀川区菅原１丁目13番41―501号
債務者　金沢　秀子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７３０号
大阪府大東市明美の里町15番23号
債務者　松本伊吹紀
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７９０号
大阪府東大阪市横枕12番27―207号
債務者　中道ひとみ
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部